

## 公益法人制度改革関連3法の 施行を前にして

——その問題点と今後の大きな課題——

財団法人 公益法人協会理事長 太田達男  
財団法人 さわやか福祉財団理事長・弁護士 堀田 力

### 法人制度・税制改革を どのように評価するか

——現行の公益法人制度を見直す公益法人制度改革関連3法が2006年に成立し、08年12月1日の施行が予定されています。本日は、この制度改革についてお話を伺いたいと思います。

**太田達男** まず、今回の制度改革に至る経緯を簡単に説明しておきましょう。

1996年、当時の連立与党の行政改革プロジェクトチームが公益法人の運営に関する提言をしたことがそもそもの始まりです。このなかで、行政委託型公益法人や内部留保が多い法人の問題が指摘され、行政改革を行うためには、まず公務員制度を改革し、次に特殊法人、その次に公益法人制度を改革すべきだという認識だったのです。

これを受けて政府は公益法人の設立・指導監督基準を閣議決定に格上げしたり、中間法人法を制定したりしましたが、肝心の公益法人制度についてはすぐに着手したわけではありません。00年にKSD事件が起り、国会やマスコミで大きく取り上げられましたが、これによって政府も公益法人の制度改革に本腰を入れることになりました。そして00年12月に行政委託型公益法人ならびに一般の公益法人についても改革を

推進する内容の行政改革大綱が閣議決定され、そこから約8年かかって、ようやく08年12月に新法制が施行されることになったのです。

**堀田力** 公益法人は役人の天下りの温床で、甘い汁を吸っているから締めつけようという発想が、この改革の根本にあります。しかし本来、公益法人制度は、政府とは違う判断基準をもつ民間が、いかに公益を実現しやすくするかという視点が必要なはずで。しかし、この本来あるべき視点が、たまたまクローズアップされた問題に流され、違う方向に行



### 主な内容

- OPINION  
日印関係の課題とSPFインド研究会  
絵所秀紀 6
- PROJECT REPORT  
「中央ユーラシア地域の  
若手指導者育成」事業  
吉田康寿 8
-   
2007年「中央ユーラシア指導者  
アカデミー (CELA)」プログラムを  
振り返って  
セア・ケンチャッセ 9
- SPF UPDATE 10
- PUBLICATIONS 10



太田達男（おおた・たつお）

1932年大阪府生まれ。56年京都大学法学部卒業と同時に三井信託銀行入行。89年クレディスイス信託銀行代表取締役就任。富士信託銀行専務取締役、第一勧業富士信託銀行常勤顧問を経て、2000年公益法人協会理事長。助成財団センター、成年後見センター・リーガルサポート、日本フィランソピー協会、古都保存財団各理事、渋沢栄一記念財団、日本アイソトープ協会、国連大学協会、国際協力NGOセンター各監事、日本国際交流センター、日本NPOセンター各評議員、アジアコミュニティトラストはじめ公益信託の信託管理人、運営委員なども務める。

きそうになったのです。そこで、太田さんと私が中心となって「民間法制・税制調査会」を04年に発足させ、本来あるべき基本の視点に立って改革すべきだと主張してきました。我々の一番の主張は、民の活力を損なわないように、官の監督やコントロール権限をなるべく少なくすることでした。NPOの協力も得ながら活動を続けた結果、我々の声は、法人制度についてはある程度、税制改革の基本ラインについてはかなりの程度、反映されたと思います。

今回の公益法人制度は、これまでの公益法人と中間法人を廃止し、一般的な非営利法人（一般社団法人・一般財団法人〔以下、一般法人〕）と、公益性を有する法人（公益社団法人・公益財団法人〔以下、公益法人〕）の2段階に分けています。そして、これまで法人設立には各主務官庁の許可が必要だったのが、一般法人の法人格は、事業の公益性の有無にかかわらず登記するだけ

で取得できるようになります。これは、ある意味で監督がなくなったようにもみえます。しかし、一般法人からさらに公益法人になる場合には、第三者機関による公益性の認定を受けなければなりません。この公益の認定が問題で、大きな議論の余地を残しました。

太田 税制面ではかなりよくなりました。公益法人に対する画期的ともいえる大幅な支援税制が、平成20年度税制改正の一環として国会に提出されています。また、公益認定を取らない一般法人についても、非営利性や公益性を有する法人には収益事業のみ課税するという、その点では従来の公益法人税制と同程度の優遇措置を講じることになります。

さらに、法律の施行日から5年間の移行期間は、一般法人であっても従来非課税とされていた固定資産税については非課税を継続するなどの配慮をしています。これについては、次のような見方もあるようです。公益認定のハードルが高くなりそうなので、新公益法人にはなれないところが多数出てくる。そうしたところもソフトランディングさせなければいけないだろうという、政治的配慮ではないかということです。

堀田 税制改正でいろいろな動きがあったのは、財務省のメンバーがよかったからです。民間の力を活用しようという柔軟な発想の若いメンバーになったことで、原則の形はいいものになったと思います。

### 公益法人改革でできることとできないこと

堀田 本来、公益法人とNPO、NGOは同じものですから、今回の公益法人に対する税法はNPO、NGOに対しても適用されるべきだと思います。

日本は長い間、公益法人とNPOを分けてきて、公益法人は官の牙城で、NPOは反乱者のようなところがありました。今度の改革も、公益法人をそれ

ほど認めないという前提で税制の優遇が認められたということになると、それをNPOにまで波及させるのは難しいでしょう。そうすると、NPOを公益法人に近づけるという段階を経ざるをえないだろうと思います。

そのために我々は今後、公益法人をどんどん広げて、やがてNPOを全部吸収するという方向に向けて、その合理性を説明するなどの運動をしていかなければなりません。

——社会福祉法人や学校法人など、米国などでは免税団体として同じように扱われている団体に対して、今回の税制は適用されないのですか。

太田 今回はまったく適用の対象外です。本来なら同様に扱うべきものがそうっていないのは、日本の非営利法人法制における立法の歴史によるものでしょう。財務省も、ガバナンスや透明性に著しく差のある広義の各種公益法人に画一的に税制を適用することはできないと考えていると思います。

堀田 新しい公益法人になれば、天下りや談合、随意契約などがなくなると勘違いしている人が多いのですが、それとこれはまったく別の問題です。公務員の再就職、あるいは官の取引にどういったガガをはめるかという問題は、法人制度とはまったく関係ありません。ですから、考えようによっては、今度の改正で官庁の外郭団体はつくりやすくなる、あるいはやりやすくなるということはあるかもしれません。

——堀田さんがおっしゃったように、よくないことをしている公益法人に対する指弾の声が制度改革を進めた要因の1つであることは間違いありません。そうすると、世論のバックアップを得るためには、単に縛りをきつくするだけでなく、現在ある2万数千の公益法人のなかで、おかしい団体を摘発するようなことが必要かもしれませんね。

堀田 それは、我々もずっと主張してきたことです。公益法人改革を成功させるためには、官益法人や不良法人は排除しなくてははいけません。しかし、それを公益法人改革でやろうとしてもできない。ですから、業務委託のあり方とか、官のお金の集め方や、天下りの問題などもあわせて、しっかり考えてほしいと要望してきました。

### 公益法人認定に設けられた きわめて高いハードル

——一般法人から公益法人への認定は相当きびしいということですが、一番の懸念はどういうところになりますか。

太田「公益目的事業は、収支相償うもの以下でなければならない」という規定があります。つまり、儲けてはいけない、あるいはせいぜい収支とんとんでなければいけないということです。これでは、どんな法人も長続きしません。いくら公益目的事業だといっても、赤字か利益ゼロの事業を永遠に続けることはできないでしょう。

しかも、寄付金は収入とみなされません。ですから、寄付金を一生懸命集めてやれ助かったと思っても、それを余らせると、収支を相償うもの以上、つまり黒字になっているから駄目だということです。非営利公益法人における自立的な資金循環をどう考えているのが、一番の問題だと思います。

また「公益目的事業支出が全支出の50%以上でなければならない」という公益目的事業比率にも大きな問題があります。会費や寄付金だけでまかなえるような法人は例外的です。収益事業をやって一生懸命稼いで、それをさらに公益目的事業に使おうというところが多いのですが、収益事業の費用が多いと50%を割るところが続出します。

法律はもうできてしまったので、そこを何とかガイドラインの段階で柔軟な扱いを認めてもらうべく、いま頑張っているところです。

堀田 これは非常に難しい問題で、結局「公益とは何か」というところに還ってきます。

結局、今回の公益認定のための法律では、その定義がしっかりできませんでした。この問題は、太田さんたちと立ち上げて私が座長を務めた「民間法制・税制調査会」でも相当議論したのですが、それぞれ見解が違うのです。

新しい法律では、公益事業を「受益者が不特定多数であり、学術・科学振興、文化・芸術振興、高齢者福祉の増進、公衆衛生の向上などの23分野を目的とする事業」と定義しています。しかし、受益者が不特定多数で、そうした事業を行っている営利法人はたくさんあります。つまり、その定義だけだと営利事業も公益事業になってしまいます。営利目的の法人が入ってきては、公益法人は成り立ちません。それらを除外するために、「儲けてはいけない」としたのです。営利法人を締め出すためには正しかったのですが、締め出しすぎることになってしまいました。

非営利法人も収益で剰余金を得ることは大切だし、非営利の分野でも剰余金を得ることは可能です。たとえば福祉分野で、営利事業のような高い金額は払えなくても謝礼金程度のお金なら支払えますという経済層の受益者を対象にサービスを行った場合、とても営利事業ではできないような金額ですから、非営利でやらざるをえません。しかし非営利でも、お金はある程度入ってくるようになります。そして、サービス提供者が社会貢献のためボランティアとして、あるいは労働報酬以下でサービスを提供すると、形式的に剰余金が出ます。

同様のことが、教育や芸術の分野でもあるでしょう。たとえば、芸術を広めるために学生たちを対象に交響楽団のコンサートを開こうという場合、通常のチケットのような何万円もの金額ではなく、数千円負担してもらおうというとき、儲かるわけではありませんが、お金



堀田 力 (ほった・つとむ)

1934年京都府生まれ。58年京都大学法学部卒業、61年検事任官。67年法務省刑事局付検事、72年在米日本国大使館一等書記官、76年東京地検特捜部検事、84年法務大臣官房人事課長、90年法務大臣官房長などを経て91年退官。さわやか法律事務所およびさわやか福祉推進センター（後のさわやか福祉財団）を開設し、弁護士登録を行う。現在さわやか福祉財団理事長、弁護士。高齢社会NGO連携協議会代表、民間法制・税制調査会座長、社会保障審議会委員、中央教育審議会委員、認知症になっても安心して暮らせる町づくり100人会議議長などを務める。『否認』『再びの生きがい』『おごるな上司!』『心の復活』『人間力』の育て方』など著書多数。

が入ってきます。つまり、儲かるか無料かということではなく、その中間が非常に大事なのです。しかも、その中間の部分に対するサービスのニーズは、社会が成熟するにつれて増えていくでしょう。

ところが法律は、営利法人を締め出すために、「儲けるな」と線を引いてしまいました。これにより、いまの社会で非常に重要な、公益サービスが必要なこの中間の領域に対して、公益法人ではサービスが提供できにくくなってしまったのです。

剰余金や儲けに着目するのではなく、儲けの使い方、おかしな使い方ができないように縛りをつけるべきでした。そうであれば、儲けたいところは入ってこないし、必要なことをやりましょうというところしか入ってこなくなります。

——3~4年分程度の運営資金をプールできないと、何かあったときに組織を続

けられないし、被雇用者に対する保障もできないですね。

**太田** それについては、1年分しか認めていません。

先ほど堀田先生は教育を例に出されましたが、日本のフィランソピーの原点は各地域における奨学資金で、その多くが貸与です。貸与した奨学金を返してもらって、また次の学生にまわしていくという、資金の輪廻のようなものです。あげてしまえばそれでいいというものではなく、自分たちが世話になったから、それをまた社会に還元しようというものです。

それが今度の認定基準では、奨学資金の貸与は費用ではないとみなすことになりました。資産の貸与であって、貸付金だから、費用はゼロとみなすのです。そうすると、公益目的事業支出は50%以下となる可能性が高くなります。

先日、奨学資金の貸与を主にやっている財団の方たちとお会いしたのですが、皆さん「我々は日本の公益の原点を担ってきたのに、いったいどう考えているんだ」と憤慨していました。

**堀田** 結局、そういう一番大事な部分について法律は逃げて会計基準ができてしまった。会計基準は、公益がどういふものかということを考えてつくっているわけではありませんからね。この会計基準のおかしなところ、法律の基本精神にあわないところを改善していくことは、これからの作業だと思います。

### 事務的負担の多さが 今後、問題になる

——そのほかの問題点はいかがですか。

**堀田** 枝葉末節なことで事務的負担を強いることです。いったん公益認定されても、いつか取り消されるかもしれません。そのときは残余財産に相当する金額を公益贈与しなければならぬことになっています。それはそれで正しいと思いますが、50年先、100年先いつ起きるかわからないことのために、毎年非常に

細かい計算が必要になります。いわゆるヒストリー管理が、公益法人にとって非常な事務的負担になるでしょう。

**太田** 一般法人から公益法人に認定される時の必要書類も膨大で、「その他、行政庁が必要と認める書類」という包括的なものを除いて20種類あります。その中には「就任する役員が資格制限に該当しないことを説明する書類」というものがあります。これはつまり、暴力団員などではない、刑事罰を受けたり脱税をしていないことを説明する書類ということです。しかし、そういう説明はいつたいどうやってするのでしょうか。暴力団員ではないなどという欄に○をするだけでも違っていたら取り消すというやり方にすべきです。

また、「公益事業を行うための経理的基礎や技術的能力があること」と認定要件にあるのですが、それを説明する書類が必要だと書いてあります。さらに細かく、経理的な基礎について、監事に公認会計士または税理士が就任しているか、あるいは非常利法人または営利法人で5年以上経理を経験した人が監事に就任しているか、または専門の会計士、税理士に会計をみてもらっているか、いずれかに該当すれば経理的な基礎があると判断し、それ以外は説明をして下さいとなっています。このように暗に公認会計士や税理士などの関与を推奨するような書き方も誤解を呼んでいます。

最近、「公益事業はやっているけれど、収益事業もやっていないし、寄付金もそんなにないから一般法人になります」というところが増えてきました。そういうところは公益法人になっても税制上の違いはあまりないし、一般法人だとなんの監督もありません。一方、公益法人になるためには、いま言ったように非常に煩雑な手続きが必要ですからね。

**堀田** そういう団体が非常利事業、特に公益事業をやっていくと、やはり寄付が必要になっていくでしょう。寄付金の控除がある公益法人にならないと、将来

的に発展しません。しかし、発展するために公益法人になろうとしたときに問題になるのが、やはり公益性の認定です。

特に営利事業との区別が問題になるので、自立しながらやっっていこうというところだと、要求される資料が非常に多くなります。なぜ資料が多くなるかというと、公益認定のための法律が曖昧になっているからです。基準が何もなくて認定しようと思ったら、第三者委員会も大変です。「ここは公益法人にしないのか」「こんなところを公益法人にするのか」ということもたくさん出てくるでしょう。そうなった場合、第三者委員会は判断を保留せざるをえません。すると、「もっと判断の参考になる資料はないのか」ということで、どんどん資料を要求するでしょう。そういう事態になれば、結局、認定が滞留していきます。

法人制度は詰めが足りなかったですね。たぶん、運用に相当な悪影響を及ぼすことになるでしょう。

**太田** 裁量権に委ねる部分が多ければ多いほど、無駄な調査をすることになります。ですから、基本要件をすっきりと書くことです。そこがすっきりしたら、それに必要なものはつきりしてきます。しかし基本要件が曖昧だと、いくらでも好きに要求できます。ですから、基本要件をすっきりさせることが、ものの筋として先決でしょうね。

### 介護保険制度以上の 抜本的改革が必要

——法律はできてしまったのですから、これからの問題は、それにどう対処していくかですね。

**太田** ガイドラインはこれからなので、もう少し柔軟な対応ができるようなものにするような働きかけが必要です。それをいま我々はやっている、あるいはやろうとしているのです。

しかし、ガイドラインで救済できる部分はごくわずかでしょう。ですから、次の手は法律改正だろうと思っています。

見直し条項も法律のなかにありますからね。法の施行前に法律改正しても悪くないだろうと思います。

**堀田** 介護保険制度は、ほとんど抜本的ともいえる見直しをしました。それに類するくらいの、あるいはそれ以上の新しい領域ですから、しっかりした委員会をつくって、抜本的な見直しをしなくてはなりません。会計基準も見直さなくてはならないでしょう。

先日、公益法人会計をつくりましたが、あれは公益性認定には全然役に立ちません。ですから、その見直しもあわせてやらないといけません。

**太田** そう思います。また、財務や財産に関する認定要件が、法律から政省令、ガイドラインと下りにつれて、会計的な見地から非常に精緻さと整合性を求めるあまり本来の理念や趣旨からどんどん離れていっているような感じがします。そのため我々の実情からすれば、とてもおかしいこともできています。

**堀田** 今回の法改正にあたっては、事前には有識者会議なども行われたのですが、民間活力を最大限に活用するための改革だという考えの人が、委員のなかで少数派だったことが問題でした。これから更地に建物を建てるような気持ちで見直すことが大事だと思います。

あるべき姿には遠いですが、みんなで頑張ったお陰で、よくなった点もないではない。今後もさらによくしていかなないと日本は成り立っていきませんから、努力を続けるしかありません。

よくするためにまず何が必要かといえば、公益認定をいかに客観的にできるようにするか、官の裁量をなくすかということになります。公益認定については、営利でやれる部分と、非営利でなければいけない部分を客観的に分ける方程式をどう出すかです。それができて、いまのNPOが資料を出さなくても公益法人になれるようになれば、彼らももっと入ってくるでしょう。

世の中はどんどん動いていて、新しい

公益がどんどん生まれていきます。今回、収支のバランスという意味で、どれだけ費用を使ったかという形式をみて絞り込むことになりましたが、これでは先にも述べたように、いいところを殺してしまえずし、NPOも入ってこれません。

最近、PFI（Private Finance Initiative：公共サービス提供の際に施設が必要な場合、公共が施設を整備するのではなく、民間が施設整備とサービスを提供する手法）が出てきて、従来の公益の領域にどんどん営利事業が参入しています。この方式自体はいいもので、社会的なトレンドでもあるのですが、日本で現実に何が起きているかということ、営利事業の賃金の締めつけです。官が締めつけた報酬のなかで営利事業をやろうとしたら、人件費を締めるしかありません。ですから、人件費が不当に安くなって、少し景気がよくなるとたちまち人がいなくなります。いま介護保険は、まさにそういうことになっています。

景気の悪いときは営利事業も入ってきますが、景気がよくなったら入ってきません。それでは非営利がやると、剰余金が出たりします。非営利は、人件費は志でやっているし、役員が給料をもらわずにやっていたりするから、人件費が圧倒的に安いですからね。しかし、新しい制度では剰余金を出したら駄目ですから、非営利も入ってこれなくなります。官が費用を決めて安くやっていこうという方式は、成功していないのです。

——見直しのために今後訴えていく対象は、やはり世論と、政治家、官僚ということになりますか。

**太田** もちろんです。できれば、官民が一緒になって勉強会をつくりたいですね。

——あるいは、現在の法律を走らせてみ



て、「いくらなんでもおかしいのではないか」という声が出てくるのを待って変えていくというのも、1つの手段ではないでしょうか。

**太田** 移行期間の間は、なかなか変えられないと思います。最初のほうではこういう解釈では駄目だったけれど、あとのほうではよかったとなったら不公平論が出てきますから、本当は移行前にやらないといけません。

**堀田** あの要件だと、なるべく自立しようと一生懸命やっているような小さなところが落とされてしまうことになりかねません。

**太田** そういう小さくてもキラリと光る公益法人が、「とても20種類以上の書類など準備できませんから一般法人でいいです」と申請を出す前に諦めてしまうことを懸念します。

——なんだか将来に希望がもてない話になってきましたね。

**堀田** しかし、真っ暗ななかに、それでも少しは光が差してきたとはいええます。

**太田** 私は8年間民の立場から一貫して携わってきたので、たとえ問題の多い制度であっても情が移ってしまいました。ですからこの制度を、公益活動をしようという市民になんとか利用していただきたいと訴えています。多くの公益法人が今後の社会で民間の公益を担うことこそ、今回の改革の目的です。そのため、公益法人協会としては柔軟で簡便な認定手続きを引き続き求めていきますが、申請しようとする法人にとって便利な申請・管理ソフトのようなツールも開発したいと考えています。

# 日印関係の課題とSPFインド研究会

法政大学経済学部教授 絵所秀紀

国際社会におけるインドの重要性が増す一方で、日本のインド研究者の多くは宗教学や地域文化の領域に偏在し、政治、経済、社会、安全保障などの分野の専門家が不足している。このような状況の改善のため、笹川汎アジア基金は、「日本における次世代インド専門家育成」事業を2006年度から3年計画で立ち上げ、政治、社会、経済、安全保障の諸分野の若手研究者（30～40代前半）を集

め、「SPFインド研究会」を発足させた。

この事業では、定例研究会の開催やインドでの現地調査、論文執筆、インド側の専門家を交えた研究ワークショップの開催など、対印戦略・政策形成立案に際し、知的貢献のできる質の高いインド専門家の育成を目指した活動を行っている。

## 日印の知的懸け橋を目指す SPFインド研究会

SPFインド研究会は、日印の知的懸け橋となると期待される若手インド研究者の育成を目的として2006年3月に発足した。経済学・政治学を専攻する若手研究者——06年度は佐藤隆広（大阪市立大学准教授）、佐藤創（アジア経済研究所研究員）、二階堂有子（前東京大学社会科学研究所助教、06年度のみ）、三輪博樹（筑波大学助教）、永石信（国際経済労働研究所研究員）、馬場敏幸（法政大学准教授）の諸氏、07年度は上記メンバーに加藤篤史（青山学院大学准教授）、浅野宜之（聖母女学院短期大学准教授）、伊藤融（島根大学准教授）、上池あつ子（甲南大学非常勤講師）、福味敦（東海大学専任講師）を加えた諸氏がメンバーである。また、顧問として原洋之介氏（政策研究大学院大学教授）にご就任いただいた。

これまで3度インドを訪問し、デリー、バンガロール、トリヴァンドラム、ゴアの各研究所で研究成果を報告し、意見を交換してきた。また、いくつかの日系企業やインド企業も視察した。

## 日本にとってインドが「神秘の国」 になった理由

「日印関係の戦後史」といって、日本人が思い出すインド人は誰だろう。初代首

相ジャワハルラール・ネルーを別格とすると、おそらくチャンドラ・ボース、ビハリー・ボース、ラダビノド・パールの3人に尽きるのではないだろうか。いずれもベンガル人である。日本側からみた日印関係とは、日本人とベンガル人の関係であるといっても過言ではない。

この3人より時期は先だが、もう1人のベンガル人として、岡倉天心と交友のあったことで知られる、アジアで最初のノーベル文学賞受賞者ラビンドラナート・タゴールをあげることができる。あるいは逆に最近では、アジアで最初のノーベル経済学賞受賞者アマルティア・センもベンガル人であって、彼は足繁く日本に通っている。さらに、我が国で根強い人気のあるインド映画の巨匠サタジット・レイもベンガル人である。また、かつてエコノミストの間で高く評価されていた、ネルーの5カ年計画を支えた統計学者ブラサンタ・チャンドラ・マハラノビスもベンガル人であった。

それにしても、なぜ戦後の日印関係を代表するインド人は、チャンドラ・ボース、ビハリー・ボース、ラダビノド・パールの3人なのであるか。チャンドラ・ボースは、反英独立運動の先頭に立ったインド国民軍の指導者である。日本人女性と結婚した、「もう1人のボース」あるいは「中村屋のボース」として知られるビハリー・ボースも反英独立運動の過激な戦士であった。日本

にとって彼らは、大東亜共栄圏樹立（インパール作戦）のため、あるいは連合軍からのビルマ防衛のため利用可能なコマとして評価されてきた。またパール判事は、極東国際軍事裁判でA級戦犯全員に対して無罪判決を主張したことが評価されてきた。いずれの場合も、日本のナショナリスティックな利益を擁護したという、偏狭な機能主義的・功利主義的観点での評価である。

こうした日本側のインド理解は、ネルーの登場によって一時期変わったように思われる。おそらくネルーのノーブルで毅然とした態度——とりわけ彼が「英国育ち」であったこと——が大きく作用し、日本人はインド人を「尊敬」の念をこめて見るようになった。

戦後初めてのインド政府国費留学生にしてインド研究のパイオニアである荒松雄氏は、インド着任早々奥様に宛てた手紙に「目玉焼きは卵が2つ、バターも本物、たっぷりミルクを入れた紅茶は飲み放題、食水準は東京より何倍もあがった。心配無用」と書き送ったと述べている。敗戦で自信を喪失した日本人に、ネルーの非同盟中立の提唱は一条の光明として魅力的に映った。日印の蜜月時代の到来である。研究交流も盛んに行われるようになり、1951年からはゴアの民間企業に対して投融資が始まり、我が国の鉄鋼業の基礎となる鉄鉱石の開発輸入が始まった。

しかし、この蜜月時代は長続きしなかった。60年代半ばから日印関係は疎遠の一途を辿った。この原因は、日印双方にあった。インドは60年代半ばに独立後最悪の政治経済危機に直面した。ネルーが死去し、中印紛争と印パ紛争が続き、2年続けてモンスーンが不順となり、外貨が逼迫した。米国と世界銀行に緊急支援を仰いだり、結果は裏目に出て対印援助は激減した。行き場を失ったインドは反米外交を推進し、ソ連との連携を深めることになった。一方、日本は高度経済成長を経験し、米国との連携をますます深めるなかで生活の豊かさを実感するようになった。この過程で、日本人の理解する「アジア世界」の視界からインドは消えてしまった。インドは「神秘の国」となり、「一度足を踏み入れると人生観が変わる」国になった。

空白期間は、あまりにも長かった。鈴木自動車工業（スズキ）がインドに進出し、「マルチ」と呼ばれる小型車を製造しはじめた80年代中葉に一時期インド・ブームが起こったが、この火の手は広く燃え上がることなくしぼんでしまった。91年からインドが本格的な経済自由化に着手して以来、我が国の企業が大きく出遅れた理由はそれ以前の長い空白期間ゆえである。

## 地に足が着かない 日本のインド・ブーム

最近になってようやく燃え上がってきたインド・ブームは、あらゆるブームがそうであるように、どこことなくうつろではかなく、地に足が着いていない。「中国の次はインドだ」とか「やがてインドは中国を抜く」とか掛け声だけは威勢がいいが、実態が伴っていない。当然であろう。歴史的に積み重ねてきたものがないためである。ネルー時代に培った人間関係も、いまではほとんど途絶えている。政府も民間企業もインドを見限るなかで、ブームにまどわされることなく

細々と研究を続けてきた数少ないインド研究者だけが、インドの変貌ぶりに当初は喜び、やがて心底驚き、時折呆れ、そして戸惑いを隠せないでいる。

それ以上になんとも浅薄な感じを受けるのは、ブームのなかで展開されているインド論である。たとえば、「チャイナ・リスクが高まっているので、日本企業は中国から譲歩を引き出すために、もっとインドに進出すべきである」とか、「中国とインドで同時並行的に経済協力、経済分業を進めることによって、バランスをとり、かつある種の代替関係をうまく使っていくことが必要だ」といった議論である。米国政府が中国の対抗馬としてインドを利用するというのなら、まだ話がわかる。インド側も、そのことはよく知っている。しかし、日本は米国ではないし、まして日本企業が「中国から譲歩を引き出すために」インドに進出するなどということはありません。

あまりの浅薄さに開いた口がふさがらないとはこのことだが、それ以上に夜郎自大的な発想——かつて横行していた機能主義的・功利主義的なインド理解とまったく同型——におぞましさを覚える。相手の心情に対する理解が完全に欠けているだけでなく、そもそもインド側が世界や日本をどう理解しどう評価しているのかという点に対する関心が欠落している。

## 科学的アプローチで インド人と接していく

ネルー時代の日印関係をきらびやかに彩っていたのは、松本重治率いる国際文化会館を中心とする活動である。日印の一線級の研究者、政治家、経営



2007年8月、ムンバイを訪れFuture Group社のチーフエコノミスト、ルーバ・ブルジョサーマン女史との意見交換を行う「SPFインド研究会」メンバー

者が集まったそれは、一種のサロンとしての性格を帯びていた。文化交流は相互尊重の精神を前提とする。SPFインド研究会が目指しているものは、さすがにサロンとはいかないものの、相互尊重の精神をもって誠実にインド理解を深めていくことである。時代の流れにまどわされることなく——いたずらに尊大になることもなく、いたずらに卑屈になることもなく——科学的アプローチをもってインド人と接することである。

インドを担当している企業の方のなかには、インドは社会主義国家だと信じている人もいれば、がちがちにカースト制度に縛られた社会であると信じている人もいるし、インドの小学生は皆「20×20まで暗算できる」と思いこんでいる人もいる。こうした言説に触れると、これまで積み重ねてきたインド研究の成果がまったく浸透していないことに空しさを覚える。しかし、こうした「信仰」の上に成立しているインド像が虚像であることを粘り強く知らせることも、我々の責務であろう。

### 絵所秀紀（えしよ・ひでき）

1947年8月21日生まれ。法政大学大学院社会科学部経済学専攻博士課程単位満期退学。72年4月～75年3月法政大学経済学部助手、75年4月～84年3月同助教授、84年4月より同教授。『現代インド経済研究』（発展途上国研究奨励賞受賞）、『開発の政治経済学』（国際開発研究大来賞受賞）、『開発経済学とインド：独立後インドの経済思想』など多数の著書がある。

# 「中央ユーラシア地域の若手指導者育成」事業

笹川汎アジア基金事業室研究員 吉田康寿

## 民主化と持続的な発展に貢献する指導者の育成を目指す

笹川汎アジア基金は、2003度より「中央ユーラシア地域の若手指導者育成」事業を支援している。03年度から05年度まではフェーズⅠとして米国の東西研究所に、06年度からはフェーズⅡとして3年計画で米国のグローバル・ネットワーク財団に助成している。

ソ連邦崩壊後、中央ユーラシア地域（中央アジア、コーカサスやその周辺）では多くの国々が独立を果たしたが、独立から十数年を経たいまでも安全保障、経済発展、環境汚染、国際犯罪、テロリズムなどの諸課題が山積している。本事業は、中央ユーラシア地域の民主化と持続的かつ安定的な発展を目指し、このような課題に対処できる次世代の指導者を育成することを目的として、「中央ユーラシア指導者アカデミー（CELA: Central Eurasia Leadership Academy）」などの研修をはじめ、さまざまな活動を実施するものである。

毎年1回、アフガニスタン、カザフスタン、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン、アルメニア、アゼルバイジャン、グルジアから選抜された約40人を対象に、イスタンブールのコチ大学で約10日間の集中研修を行っている。参加者の内訳は、中央政府や地方政府の公務員、民間企業関係者、メディアやNGO関係者などで、各対象国から4～5人ずつ、男女同数が参加している。研修コースでは、全体講義の後いくつかのグループに分かれて議論を繰り返す。

本年度は、07年7月15日から24日の10日間にわたり、第6回目の研修コース（CELA6）がコチ大学で実施され、対象国から選抜された45人が参加した。参加者は7つのグループに分けられ、リーダーシップに関する講義と議論が行われた。講義では、各講師が理想的なリーダーの資質、リーダーシップの定義や必要な要素、人間関係構築、成功・失敗するリーダーの条件、その評価などのテーマが取り上げられ、各グループで議論やロールプレイングが行われた。

研修の感想を寄せてくれたグルジアのセア・ケンチャツゼ氏（次ページ参照）をはじめ、参加者の多くが、この研修がリーダーシップの理論と実践を学ぶだけでなく、他の参加者とのネットワークを構築するうえでも有意義であったと評価している。

## 人的ネットワークの構築を通じ地域の安定化促進にも貢献

本事業では、前述のCELA研修のみならず、研修終了後に対象地域2カ所で政治・経済や社会問題に関するセミナーを開催するなど、さまざまな活動を展開している。本年度は、2007年10月にキルギスでこれまでのCELA研修生のネットワーク維持のための手法について、また11月にはウズベキスタンで地域ビジネス発展について、それぞれセミナーが開催された。

また、ウェブサイト [www.celaprogram.org/](http://www.celaprogram.org/) を開設し、研修生同士の情報



2007年7月24日、研修の最終日には今後のフォローアップについて話し合いがされた

交換や人的ネットワークの維持につとめている。これまでの本事業の参加者のなかから、グルジアのエネルギー大臣、同教育副大臣、キルギスの大統領経済顧問が誕生し、若手指導者の育成という点で確かな成果があがっている。

さらに本事業は、個人の能力向上とともに、人的ネットワーク構築という面においても意義がある。ネットワーク構築に関していえば、本事業の会議への参加を通じてさまざまな国の人々と知己を得ることができるという横のつながり、さらに帰国後、自国のCELA研修生のOBやOGとネットワークを築けるといふ縦のつながりの双方があげられる。

たとえば、アルメニアとアゼルバイジャン両国の交流がナゴルノ・カラバフ紛争による民族対立で途絶えているなかで、あるアルメニア人の研修生は、この研修コースに参加することによって初めてアゼルバイジャン人と会話したと述べている。このような機会を提供することによって、個人の能力向上を通じた人材育成、人的ネットワークの構築を通じた中央アジアやコーカサス地域の安定化促進に、微力ながらも貢献していると確信している。



# 2007年「中央ユーラシア指導者アカデミー (CELA)」プログラムを振り返って

グルジア戦略国際問題研究財団 (GFSIS) リサーチフェロー セア・ケンチャツゼ

## CELA研修で得られた 貴重な人的交流体験

「中央ユーラシア指導者アカデミー (CELA)」は、6年目のリーダーシップ研修 (CELA6) を成功裏に終えた。参加者は、南コーカサスと中央アジアの国々 (アフガニスタン、アルメニア、アゼルバイジャン、グルジア、カザフスタン、キルギス、トルクメニスタン、タジキスタン、ウズベキスタン) の政府、企業、地域社会の若手専門家45人である。優れた指導者になるための最新の知識や能力、考え方などを学ぶ10日間の集中的な研修プログラムに、私は5人のグルジア代表の1人として参加した。

CELA研修でまず感じたのは、前途有望な熱意ある若手専門家——CELAでは研修生を「変革の推進者」と呼ぶ——を集めた強力なネットワークを構築し、それによって中央ユーラシア全域でリーダーシップのある指導者を育てていこうという強い意志である。開放的で快適なコチ大学のキャンパスに足を踏み入れ、オリエンテーションを受けただけで、私は特別なものの一部になったような気がした。そして、CELAがその参加者についていう「新世代の並はずれて優秀な人材」に自分が含まれているのだと思えるようになった。

私はそれまで、あれほど多くの優秀な若者に会ったことがなかった。ソ連崩壊後も人的交流が限られているため、この研修は衝撃的な体験だった。研修に参加することで、地域文化の多様性をより深く理解するとともに、共通性を再認識できた。それが、長期的な友好関

係の構築に役立つことを期待したい。こうした人的交流という側面こそ、CELAの最も特筆すべき恩恵の1つだろう。

## 綿密に計画された 10日間のプログラム

10日間のプログラムは綿密に計画されており、教育モジュールと双方向学習を効果的に組み合わせられた活動を行う。誰もが満足できる内容である。プログラムは、限られた時間のなかでできる限り正確かつ効率的に知識を伝えるという原則に基づいてつくられている。

研修を成功させるカギは徹底した相互交流だが、CELA6では十分な交流の機会が与えられた。カリキュラムは、理論的学習と実践的学習が完璧なバランスで組み合わされている。合同講義のほかに小グループに分かれて行われる集中的な学習があり、カリキュラムの主要部分に担当講師がついて指導する。

運営サイドと講師陣が参加者のニーズにきわめて行き届いた対応をしている点も特筆に値する。柔軟なプログラムで、常に内容改善のための方法を模索している。参加者は自分の話をよく聞いてもらい、その意見が研修に反映されていると感じることができる。

講師陣のこうした配慮に加えて、協調の精神が行き渡っているため、CELA研修では自分の経験とスキルを他の参加者と比較し、自分の強さや弱さをより深く理解できるようになる。活動を通じて自分自身をよくわかっていたと思うこともあるし、新しい能力を発見することもある。これは、変革管理、チームづ

くり、人格評価、重要な決断、意思決定といった、優れたリーダーシップを形成する概念に触れることによってもたらされる。また、ロールプレイングやシミュレーションなどの手法によって、参加者がプログラムを最大限活用できるよう配慮されている。

そして、CELA研修で最も素晴らしかったのは、プログラムの支援、企画、実施に携わる人々、講師陣、そして参加者たちと、多くの出会いがあったことである。人を力づけるという姿勢は、CELAが発信しつづける最も重要なメッセージの1つである。私は研修によって、自身の指導力を磨くこと、自分の周囲の人を元気づけ、励ますことの必要性を強く認識した。

研修参加前に、かつてグルジアのCELAフェローだった人たちと会う機会があった。私は、彼らがCELAでの経験をいまなお興奮気味に熱く語ることに強い印象を受けた。正直なところ、彼らの熱意にやや面食らいながらも興味をそそられた。いま私は自分の経験を振り返り、「私も熱烈なCELA崇拝者の仲間に入った」といえる。この地域の多くの若者たちが、CELAに参加する機会が与えられることを願っている。



セア・ケンチャツゼ  
(Thea Kentchadze)

1997年トビリシ国立大学国際関係学科卒業。97～2002年、グルジア大統領府外交政策分析部門アドバイザー。01年、米国デンバー大学国際問題大学院で国際問題専攻修士号を取得。02～04年、議会内会派の「ニューライツ (新権利)」スタッフメンバー。04年よりGFSISリサーチフェロー。

## ■ 笹川汎アジア基金「アジア安全保障会議：セントサ島卓会議」

本事業は、ASEANよりさらに広域なアジア地域において、経済、政治、社会等の分野の共同体構築に向けた道筋を探ることを目的としている。1月17、18日、シンガポールのセントサ島で安全保障共同体の構築をテーマに円卓会議が開催された。タイ、マレーシア等ASEAN諸国に加え、日本、米国、中国、オーストラリア、インド等アジア域内外から有識者が参加し、域内協力の拡大・深化の流れをいかに共同体構築の方向に収斂させるかを議論した。



## ■ 笹川中欧基金事業「中欧諸国のフィランソロピー推進」

1月8、9日、ラオスで開催された国際会議「Developing Legal Framework on Civil Societies」において、助成先であるハンガリーのNIOK Foundationが中欧諸国のNPOセクターを取り巻く現状や法制度について発表した。会議へは、ラオス中央政府関係者や各県の実務レベルの責任者、NPO関係者、欧米の有識者、国際機関関係者約80人が参加した。



## ■ 笹川汎アジア基金事業「日・印要人ネットワーク強化——インド国会議員団訪日交流」

2月3日から1週間、インドのラフル・ガンディー国民会議派幹事長はじめ若手国会議員5人を招へいた。一行は、福田首相や森元首相、安倍前首相、甘利経産相、高村外相を表敬訪問し、政治、経済、投資、教育、文化の多方面で意見交換を行ったほか、ソニーやトヨタなどの企業の視察を行った。



## ■ 笹川汎アジア基金事業「アジアのジャーナリズム支援／フェーズII」

2月14、15日、タイ公共放送(MCOT)と連携し、第8回アジアジャーナリストフォーラムを開催した。東南・南・中央・北東アジア計14カ国から約25人のジャーナリストが参加し、地球温暖化と気候変動の危機に直面するなかでジャーナリズムに提示されている課題は何かをメインテーマに議論した。



# PUBLICATIONS

## ■ 『上海協力機構——日米欧とのパートナーシップは可能か』

岩下明裕編、北海道大学スラブ研究センター発行—— SPFが北海道大学スラブ研究センターと共催した国際シンポジウムの報告書

## ■ 『Asia's New Regionalism and Global Role—Agenda for the East Asia Summit』

Nagesh Kumar, K. Kesavapany, Yao Chaocheng編、Research and Information System for Developing Countries, Institute of Southeast Asian Studies発行——「アジアの域内協力強化へ向けて／フェーズII」事業（2006～08年度）の成果物

## ■ 『BIMSTEC-Japan Comprehensive Economic Cooperation: A Step in the Future』

Wisarn Puppavesava編、Thailand Development Research Institute, Centre for Studies in International Relations and Development発行——「ベンガル湾諸国と日本の包括的な経済協力関係の構築」事業（2005～07年度）の成果物

## ■ 『米保守主義の原風景——ブッシュ政権後の保守主義運動の行方——』

笹川平和財団発行（オンデマンド出版）——中山俊宏氏による講演録

## ■ 『20年目の軍事政権——いまミャンマーで何が起きているか』

笹川平和財団発行（オンデマンド出版）——ミャンマー研究の専門家を招きSPFが主催したセミナーの講演録



笹川平和財団 〒107-8523 東京都港区赤坂 1-2-2 日本財団ビル4階

※本紙の署名記事は個人の意見であり、必ずしもSPFのそれを代表するものではありません。

※このニュースレターは、関連団体、実施事業の関係者以外に、以下の方々にもお送りしています。

- ・当財団のウェブサイトより刊行物送付希望のご連絡をいただいた方
- ・当財団スタッフとの面談、名刺交換等により個人情報をご提供いただいた方
- ・当財団主催／後援のセミナー、講演会等にご参加いただいた方

送付の中止や住所の変更等を希望される場合は、お手数ですが、SPF広報室(Tel: 03-6229-5440 Fax: 03-6229-5473 E-mail: spfpr@spf.or.jp)までご連絡ください。

SPFニュースレター No.75 FY2007 Vol.4

- 発行日 2008年3月 ●編集人 関 晃典
- 発行人 田淵節也 ●発行所 笹川平和財団
- Tel: 03-6229-5400 Fax: 03-6229-5470
- URL: <http://www.spf.org> E-mail: [spfpr@spf.or.jp](mailto:spfpr@spf.or.jp)
- ©笹川平和財団2008